

Parité

パリティ

西東京市男女平等情報誌

2009.7

第3号

男女 平等社会は、男女が共に様々な分野で活躍できる社会です。仕事も生活も楽しめる、そんなライフスタイルについて考えてみませんか。

本の紹介
男の料理指南

特集

みんなで考えよう! **DV** のない社会にむけて

- ◆どんなことがDV?
- ◆DVはなぜ起こる??
- ◆DVのない社会にむけてわたしたちにできること



パリティ・ドライブ・フォー・チェンジ

- ◆平成21年度男女共同参画週間の標語は「共同参画/新たな社会のパスワード」
- ◆知っていますか? 育児目的で休業した場合の雇用保険給付

特集



DV みんなで考えよう! のない社会にむけて

夫婦、婚約者、同棲相手など、親密な関係にあるパートナーから受ける暴力をDV（ドメスティック・バイオレンス）といいます。これまでDVは、夫婦げんかや男女間のもめごとであり、他人が立ち入れない問題として受け取られがちでした。そのため、被害者自身もそれがDVであるという認識が持てず、被害の実態が表面化してきませんでした。しかし、下のグラフからもわかるように、国の調査では、夫やパートナーから何らかの暴力を受けたことがあるという女性は約3割、また夫から妻への暴力で殺人に至ったケースは平成19年には107件にもものぼっています。被害者の多くは女性であり、決して他人ごとではありません。解決の一步は、DVの現状を知り、理解を深めることです。暴力のない社会にむけて、共に考えてみましょう。



こんなことが「DV」です

身体的暴力

殴る、蹴る、髪を引っ張る、物を投げつける、たばこの火を押しつけるなど

精神的暴力

大声で怒鳴る、暴言をはく、何を言っても無視するなど

経済的暴力

家計を管理する、生活費を渡さない、働くことを禁止するなど

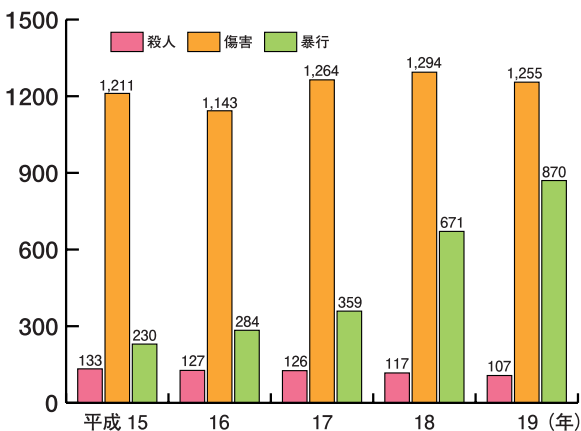
社会的暴力

人前でばかにする、行動を監視・制限するなど

性的暴力

性的行為を強要する、避妊に協力をしない、無理やりポルノを見せるなど

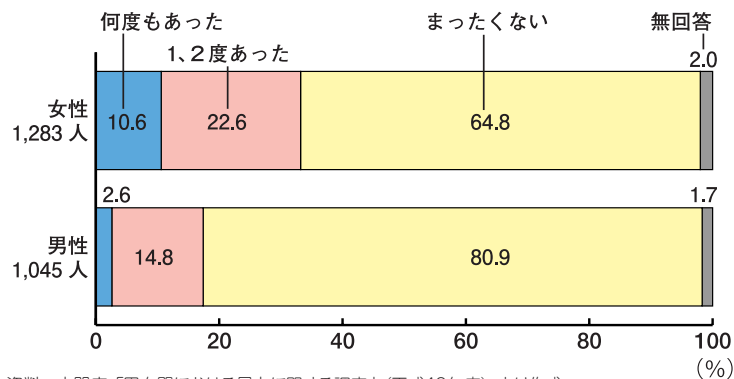
夫から妻への犯罪の検挙状況



資料：警察庁資料より作成

配偶者からの被害経験

「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成18年度）より作成

どんなことがDV?

DVというと、殴る、蹴るなど『身体的暴力』をイメージしがちですが、そればかりではありません。言葉や態度による『精神的暴力』、生活費を渡さないなどの『経済的暴力』、交遊関係を制限するなどの『社会的暴力』、性行為を強要するなどの『性的暴力』など、さまざまな形態があります。

次の事例は、実際にあった話をもとに構成したものです。

◆ケース1

夫は事あるごとに「のろま」「役立たず」と怒鳴ります。どんなことで怒られるのかわからず、びくびくして暮らしています。「誰に食わせてもらっているんだ!」と言われると、何も言えません。私がいたらないからと思ひ、堪えています。

◆ケース2

給料は、夫がすべて管理していて、わずかな生活費しかもらっていません。お金の使い道も細かく報告させられます。子どもの養育費が足りないから働きに出たいと言っても許してもらえず、将来が不安です。

◆ケース3

結婚して3年目、夫は私が外出するのを嫌がります。実家や友人とのつきあいも制限され、メールや会話もあれこれ詮索されて自由がありません。昨年も子どもが生まれてからは自分の気にいらないうるさうと手をつけたり、「泣き声がうるさい!」と、物を投げつけたりすることもあります。

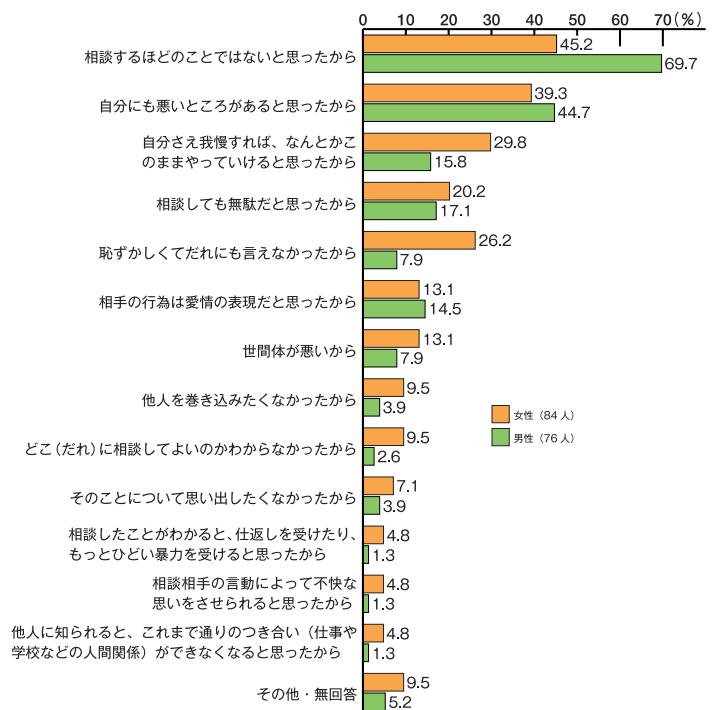
このように、一口にDVといってもさまざまなケースがあります。多くの場合、複数の暴力が重なりあつて起こり、継続的に繰り返されることもあります。

DVはなぜ起る?

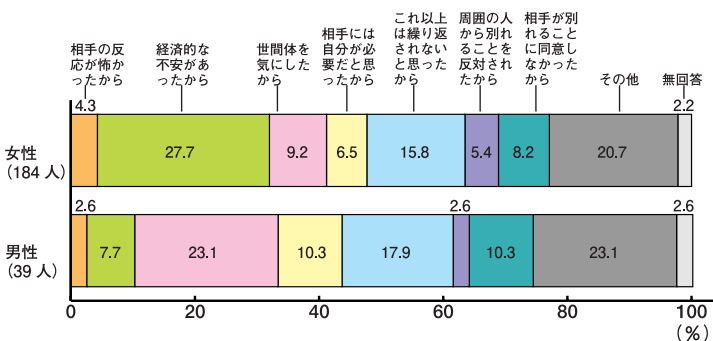
女性への暴力は、女性を低くみる、妻は夫に従うべきなどの風潮があるなかで、社会的・経済的に優位にある男性が暴力によって相手を思い通りにコントロールしようとして起こります。また、加害者の男性に特定のタイプはありません。年齢、職業もいろいろです。ですから、DVは特殊な人に起こる問題ではないのです。社会に根づく女性蔑視、暴力を容認する風潮があるかぎり、誰にでもあり得ることなのです。

中には、「被害者にも非があるのでは?」と思う人がいるかもしれませんが、どのようないいことにはなりません。DVと一般の暴力との違いは、加害者が「怒らせるのが悪い」「教育してやった」などと、暴力を正当化し、被害者に「私が悪いから暴力を受けても仕方がない」と思い込ませてしまう点です。

被被害者が相談しなかった理由



別れなかった理由



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成18年度)より作成

資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成18年度)より作成

心と身体が受ける影響

日常的に暴力を受けていると心身が傷つけられます。怪我やその後遺症、頭痛、吐き気に悩まされる人もいます。

精神的な影響も大きく、被害者は「私が悪いからこうなった」と、自分を責めてしまうことも多いのです。そのために自信がなくなり、不眠、意欲低下、自殺願望、人間不信などにも悩みます。

DVとは、被害者の健康だけでなく、生きる尊厳をも奪ってしまうのです。

また、子どもへの影響も深刻です。家庭内の暴力を見て育った子どもは、心理的虐待を受けているのと同じ状況にあると言われています。

子どもが心に傷を受けると、自分の感情を素直に表さない、摂食障害、不登校になる場合があります。

また、問題解決の方法として「暴力」を用いてしまうことも危惧されます。

もし、被害にあつたら

DVは犯罪であり、人権侵害です。ですから一人で悩まずに、周囲の信頼できる人や公共の窓口相談してください。各種相談機関では、無料で秘密厳守で相談に応じています。

また、配偶者の暴力から被害者を守る法律「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）」があります。配偶者から逃れたい場合には『配偶者暴力相談支援センター』で一時保護を受けられるほか、緊急に配偶者を引き離してほしい場合には「保護命令」の申し立てができます。「DV防止法」についての詳しい内容は、<http://www.gender.go.jp/>（内閣府）参照。

周囲のできること 社会がめざすこと

もし、身近な人からDVの相談を受けたり、被害を打ち明けられたりしたら、まず話を聞いてあげてください。そのまま気持ちを聞いてあげ、公共の相談

機関に相談することを勧めあげましょう。

偏見や無理解、知識不足から生じる発言や態度は、被害者を無力にし孤立化してしまします。それはDVを温存することでもあるのです。

DVは犯罪であるという認識を社会で築き、暴力支配を容認しない社会にしていくことが求められています。その一歩として、DVを他人事にならないで、家庭や職場、学校、恋人同士でも機会があれば話し合ってみてください。そうしたオープンな話し合いの中で、男女が対等でお互いの人権を認め合っており、信頼しあえる関係になれることが確認できるのです。

DVに関する相談機関

●西東京市の窓口

男女平等推進センター パリテ

9:00~17:00

042 (439) 0075

※日曜・祝日・休日・年末年始を除く

●配偶者暴力相談支援センター

東京ウィメンズプラザ

9:00~21:00

03 (5467) 2455

※年末年始を除く

東京都女性相談センター多摩支所

9:00~16:00 (月~金)

042 (522) 4232

※土日・祝日・年末年始を除く

東京都女性相談センター

9:00~20:00 (月~金)

03 (5261) 3110

※土日・祝日・年末年始を除く

●夜間・緊急

警察または交番 110番

男女平等推進センター パリテにおける DVの相談状況

平成20年4月から平成21年3月末までの相談件数は576件で、そのうち4割程度がDV相談でした。



DVのない社会にむけてわたしたちができること

◎もし、身近な人がDVの被害にあっていたらどうしたらいいか「NPO法人全国女性シェルターネットワーク」にアドバイスをいただきました。

◆DVに気づいたら

DVの被害者の中には、悩みを一人で抱え込んでいく人が少なくありません。身近な人が深刻で心配な状況にあると気づいたら、まず相談窓口や法律などの必要な情報を届けてあげてください。

被害者の中には、悪いのは夫ではなく自分のせいだと感じてしまったり、自分がDVの被害にあっていることを明確に自覚できないケースが多いのです。そういうときは、近くにいるあなたが、適切な相談窓口に行くよう伝えてあげてください。本人がなかなか勇気を出せないようであれば、一緒に行ってあげると心強いかもしれません。

◆やっつけなげなげ

一方、当事者の近くにいるあなたが、被害にあっていると思われる本人の了解を得ないまま、自分でなんとかしてあげようと不意に動くのは危険です。特に、次のことは、絶対にやらないでください。かえって状況を悪化させるおそれがあります。

- ・DV被害者の夫に直接注意する。
- ・被害者の両親や夫の両親など、家族・親戚などに相談・報告する。
- ・被害者の了解を得ないで、警察に相談する。

◆DVの知識を深めよう

加害者は通常の社会生活をおくる「良き父、良き夫」に見えることも多く、まだまだDVの深刻な現状が認知されていません。被害者がDVを相談しても、「夫婦喧嘩」と受けとられたり、「そのくらいの暴力は我慢するのが当たり前」などと言われたり、無理解による二次被害にあうことも珍しくありません。

被害者は加害者の精神的・身体的・性的暴力によって痛めつけられ、経済的・社会的暴力によって孤立させられています。社会がDVを理解し、処罰と支援の体制が確立しなければ被害者が暴力から逃れるのは難しいのです。

一人ひとりの市民に求められるのは、DV被害の実態を理解すること、相談窓口の情報を提供できるようにするなど、DVを見聞きした際のノウハウを身につけることです。被害者に「あなたは悪くない。暴力を振るう加害者こそが悪いのだ」と言ってあげられる市民が増えていくことが、女性にとって安全な社会、DVのない社会を築くことにつながります。

●こんな様子に気づいたら

「DV被害」にあっているかもしれません。

- ・不審なアザがある。
- ・学校や職場を休みがちになった。
- ・不眠を訴える。
- ・最近やせてきた。
- ・家事や学業、仕事に身が入らない。
- ・子どもをないがしろにする。
- ・子どもに執着する。
- ・友人、知人のつきあいが疎遠になる。
- ・電話に出ない。
- ・音信不通になる。
- ・何かに脅えている。
- ・外出をしなくなる。
- ・能面のように無表情になる。
- ・隣近所で悲鳴や泣き声、怒鳴り声をきく。
- ・ちょっとした怪我や火傷をよくする。
- ・自殺未遂をする。

特集

みんなで考えよう!
DVのない社会にむけて

◆平成21年度男女共同参画週間の標語は「共同参画 新たな社会のパスワード」

男女共同参画社会の実現を目指し、内閣府では平成13年度より「男女共同参画週間（6月23日から29日）」を実施しています。実施にあたり、毎年標語を募集し、週間の趣旨の浸透にあたっています。

平成21年度の標語（最優秀作品）は、宮崎県・和田勉さんの「共同参画 新たな社会のパスワード」です。

そのほか優秀作品として「人と人 違いを力に変えていく」（東京都・藤澤則子さん）、「参画でいきいき男女の 新時代」（群馬県・吉岡敬一郎さん）が選ばれました。

男女共同参画週間の標語（第1回～8回）

- 第1回（平成13年度） 「のびやかに生きる男女の参画社会」
- 第2回（平成14年度） 「その力 共に生かそう 参画社会」
- 第3回（平成15年度） 「参加でわたしが変わる 未来も変わる」
- 第4回（平成16年度） 「お互いの個性がひかる 共同参画」
- 第5回（平成17年度） 「ゆめ育て 人を育てる 共同参画」
- 第6回（平成18年度） 「参画で 職場に活気 家庭にゆとり」
- 第7回（平成19年度） 「いい明日は 仕事と暮らしの ハーモニー」
- 第8回（平成20年度） 「わかちあう 仕事も家庭も喜びも」

◆西東京市男女平等推進センターパリティでは、男女共同参画週間期間中に次の事業を開催しました。

■パネル展

テーマ「職場における女性の人権」
住吉会館交流ホールにて展示。

■講演会

テーマ「女性が元気に働けるように」
～ストレスに負けない私になる～
住吉会館研修室にて開演。

◎講師 内田 恵理子さん（臨床心理士）

子育ても仕事も、もっとあなたらしく考え方ひとつでこんなに楽になるのか…と気づくはず！今働いてる人、これから働く人に、参加を呼びかけました。

主に企業で働く人を対象にしたカウンセリング業務に携わり、メンタルヘルスやセクシャルハラスメント対策に関するコンサルティングなど、幅広い活動と経験をもとにお話をいただきました。

その内容は、生活や仕事の中で受けるストレスを理解した上でどのようにつきあっているか、働きやすいのか、働く女性ならではのストレスやその対処法、ストレスをためないための具体的な方法などにわたりました。



内田 恵理子さん
(筑波大学大学院修了)
女性誌で、女性のキャリアやストレスについて発言することも多い。著書として「自分でできるココロのお手入れ ココロを癒す50の話」ダイヤモンド社「ワークライフバランス 今日から変わる入門講座」朝日新書などがある。

知っていますか？

育児目的で休業した場合の雇用保険給付

雇用保険法では、失業した場合の給付だけでなく、育児目的で休業した場合について、以下のような給付が受けられます。正社員だけでなく、雇用保険の被保険者であればパート、派遣社員も対象となります。

〔雇用保険法・育児休業給付〕

- 育児休業基本給付金
育児を目的に一時的に職場を離れる期間に対して支給されます。
- 育児休業者職場復帰給付金
育児休業を終了した後、職場復帰した場合に支給されます。

〔育児休業給付を受けるための要件〕

- ① 1歳未満、あるいは一定の要件を満たす場合は1歳6か月未満の子を養育する育児休業取得者
- ② 育児休業開始前2年間に、賃金支払基礎日数11日以上が通算で12か月以上の場合
- ③ 育児休業者職場復帰給付金を受けるためには、職場復帰後、雇用保険の被保険者で引き続き6か月間雇用されていること。

〔雇用保険法・育児休業給付の支給額〕

- 育児休業基本給付金
休業開始時賃金日額×30%（1日あたり）
- 育児休業者職場復帰給付金
休業開始時賃金日額×10%（1日あたり）

パルティ 本 の紹介

がおすすめる



ルピナスさん
小さなおぼあさんのお話

幼いころアリスは、おじいさんから遠い見知らぬ国の話をたくさん聞いて大人になりました。大人になったアリスは、おじいさんから聞いていた遠い国々へ出かけ、見聞を広げました。アリスはおじいさんと交わした約束を思い出しました。地球のために何かいいことをする約束です。そして町をきれいな花でいっぱいにしていきます。ルピナスの花の色はアリスの人生を表しています。

パピラ・ケーニッ
かけがわ、やすこ
●ほるぶ出版



おんな作家読本
著者 市川慎子
●ポプラ社

明治・昭和に活躍し、今なお強い人気を誇る女性作家たち、その強烈な個性と知られざる逸話を紹介している。「女」であることが今よりずっと重かった時代、その足跡をもっともせず作家として生きた女性たちの写真・愛用品・こぼれ話などを織りこみ、読みやすく面白い。自由な生き方に刺激を受け、元気をもらい、いろいろな女性像が見えて楽しい一冊である。



ダイクレディと呼ばれて
二重らせん発見とロザリンド・フランクリン
●化学同人

生命科学史上、最大級の発見「DNAの二重らせん構造」—その解明に貢献するも正当に評価されなかったロザリンド・フランクリンと科学者達の紆余曲折がスリリングに描かれている。20世紀半ばの男性優位社会の中、ひたむきに研究に打ち込み、若くして世を去った一女性科学者の孤高の生涯に心打たれる。

無公民館で毎月1回開催している男の料理教室「MCC (メンズ・クッキング・クラブ)」に参加しているみなさんは、自ら積極的に台所に入り、家族に料理をふるまっている方たちです。

先生は、平成5年の発足当時から指導してくださっている吉田美年子さん。「菜箸に塩をつけて卵をかき混ぜると、黄身と白身が混ざりやすい」など、板前の裏技なども採り入れながら、おいしい家庭料理を指導してくれています。今回は、生干しニシンのうま味を生かした「ニシンの含め煮」を紹介していただきました。

男の料理指南 3

ニシンの含め煮

◆ニシンの含め煮

- 生干しニシン……………3枚
- 米のとぎ汁……………4カップ
- だし……………1カップ半
- 酒……………100cc
- 砂糖……………大5
- 醤油……………大3半
- しょうが……………1かけ

【作り方】

- ①ニシンは長さを半分にして、米のとぎ汁に入れて弱火で茹でながら、うまこ・骨を取り除く。
- ②しょうがは細切りにする。
- ③鍋にニシンを並べて、だしと酒を加えてしばらく煮る。

- ④砂糖・醤油を3回位に分けて加え、身をくずさないように弱火でゆつくりと煮る。
 - ⑤最後の調味料を加えたら、しょうがも入れて落とし蓋をし、柔らかくなるまで煮る。
 - ⑥煮上がったら、器に盛り、煮汁は砂糖・醤油を少々加えて少し煮詰めてから、ニシンの上にかける。
- ※干しニシンの時は、頭と尾の先を少し切って、米のとぎ汁に半日〜1日つけて、もどしてから同様に炊く。



畑中 諭(さとし)さん/MCC (写真右から2人めの方)
共働きなので自ら料理を作る機会が多いという畑中諭さん。参加の動機は「妻や子どもに美味しいお惣菜を食べさせたい」という思いから。



現役時代から参加している男性も多い。みなさん、「自分の食事は自分で」という自立精神の持ち主。



西東京市 男女平等推進センター 「パリテ」

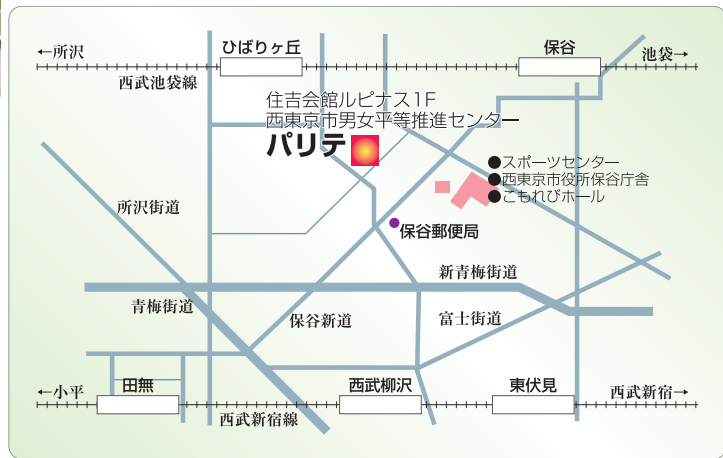
学習・交流・連携…

パリテは男女平等社会の実現を
応援するための拠点！

お気軽にご利用ください。



整備された正面玄関



案内図

交通のご案内

- 西東京市はなバス第5ルート「ひばりヶ丘」駅より消費者センター・商工会前下車 徒歩3分・住吉会館前下車 徒歩1分
- 西武池袋線「保谷」駅よりバス、保谷郵便局前下車 徒歩7分
- 西武新宿線「田無」・「西武柳沢」駅より保谷駅行きバス、保谷郵便局前下車 徒歩7分
- 西武池袋線「ひばりヶ丘」駅より 徒歩15分

団体登録（男女平等推進係）

男女平等参画社会の実現をめざして活動するグループを支援します。団体登録をしていただくと、次のとおり施設をご利用いただけます。

● 活動室

グループ活動や、活動の際の保育室としてご利用いただけます。（無料）

・登録団体は2か月前（その他の方は1か月前）から予約申し込みができます。

・利用時間 午前9時から午後10時

● 団体連絡箱

グループで作成したチラシなどを配布できるロッカーです。申請をしていただくと、ご利用いただけます。

編集後記

● 「性暴力ソフト制作禁止決定」の記事を新聞で知りました。強姦を擬似体験できるゲームソフトが国内外で批判され、ソフト会社の自主倫理規定で製造中止になったのです。女性への犯罪を楽しむ人がいるからこそ、輸出もしていたのでしよう。とんでもないメイドインジャパン製品でした。（清水君枝）

● DVは、命のこと、人としての尊厳などを深く学ぶことからも減少できるのかもしれないけれど、学校で学んだ記憶がありません。日本の教育の中に位置づけてほしいのです。（池永芳美）

● DVは被害者だけでなく加害者にとっても不幸な事です。DVをなくすには、他人事と思わず、まず現状を知り理解することが大切だと思います。（一原由美子）



◆企画・編集◆ 男女平等推進センター企画運営委員会

◆発行◆ 西東京市生活文化課
〒202-0005 西東京市住吉町6-15-6
住吉会館内

TEL 042-439-0075

◆企画運営委員会委員◆
清水君枝、植村嘉子、池永芳美、一原由美子、
加藤真理、齋藤三枝子、篠通恵、田中寛子

◆制作◆ 株式会社ぎょうせい



◆ご意見、ご感想をお寄せください。
パリテは西東京市のホームページから
もご覧いただけます。
<http://www.city.nishitokyo.lg.jp>